

## 欧米における返済責任の変遷

齋 藤 旬

### The History of Liability in Europe and the United States

Jun SAITO

In this disquisition, in order to understand what they really mean by “Return to Close Corporations in Europe and the United States,” the author will explain about 1) the “spark” for the “return”; Limited Liability Company (LLC) Law regime in the United States, 2) Partnership Accounting, and 3) the history of liability in Europe and the United States. It would be very honorable for the author if this disquisition might be of some help to “Modernization of Company Law” which is currently conducted in Japan.

**Key words:** LLC, liability, Close Corporation, Partnership Accounting, ULLCA 96

わが国の産業再生のために、「会社法制の現代化」作業が政府・国会・関係省庁で現在行われている<sup>1)</sup>。株式会社の<sup>もちぶん</sup>ような「持分の譲渡制限のない事業体」法制の整備とともに、「持分の譲渡制限のある事業体」、つまり現行法では有限会社、合資会社、合名会社、の関連の法制整備も進められようとしている。前者、譲渡制限のない、つまり株式を公開できる株式会社については、昨今のコクド・西武問題やニッポン放送の TOB 問題などからも法制の手直しが必要なのが一般にもわかりやすく、したがって「慎重な議論をしよう」という機運のもと、整備作業が精力的に進められている。例えば 3 月 8 日には、自民党が「内閣府法制局が用意した“会社法草案”については、“外資による三角統合について無防備”などの理由でこのままでは承諾しな

い。議論を深める」と判断したとニュースは報じた。

しかし、後者の「持分の譲渡制限のある事業体」については、もともとこれらの制度の正確な理解がわれわれにはなかったところへ、欧米で突如起こった『閉鎖型 Corporation\*<sup>1</sup> と Partnership\*<sup>2</sup> の法制リフォーム』<sup>2)</sup>を仄聞しただけで、この欧米の動きの詳しい分析もないまま慌てて法制整備を始めたために混乱が起きている。例えば、日本に存在する会社総数は約 250 万社であるが(表 1)\*<sup>3</sup>、そのうち約 6 割を占め約 140 万社もある有限会社の制度がただ廃止され、「有限会社形態を今とっている事業体は、暫時株式会社に移行すべし」との法改正がなされようとしている。あたかも、「持分の譲渡制限のある事業体つまり閉鎖型事業体など意味なし」と、慎重な検討もないまま断じられよう

株式会社ニコン (〒140-8601 東京都品川区西大井 1-6-3) E-mail: junsaito@nikon.co.jp

\*<sup>1</sup> Corporation の一般的日本語訳は株式会社であるが、文献 2) の表題の close corporation の corporation は株式会社の意味ではない。日本語の“株式会社”は、第三者への将来の持分譲渡を視野に入れて運営される会社であるが、ここでの close corporation は起業時の partners (共同出資者たち) との関係重視し運営される会社のことである。(これを the principle of *intuitu personae* 個別事情重視原則という。)したがって、表題の close corporation の日本語訳として、一般的に使われている“非公開株式会社”はここでは適当でない。あえて「閉鎖型 corporation」と記した。なお、その意味するところは、原著 12 頁中ほどにある「LLC-type business form」であると齋藤は解釈している。また、corporation の意味するところは、「換金性 (cashability) の高い (つまり negotiable な) 資産を所有する、または所有しうる事業体」、詳しく述べれば、「GAAP (generally accepted accounting principles) において accountable な asset (GAAP 会計可能資産) を所有する、または所有しうる事業体」であろうと齋藤は解釈している。「GAAP において accountable」は「auditable; 可監査な」といいかえてもよいだろう。

\*<sup>2</sup> Partnership の一般的日本語訳は組合であるが、これは適当ではない。partnership は「partnership 会計」を使い「パススルー課税」が適用されることが特徴であるが、日本の組合はこの 2 条件を満たさないからである。

\*<sup>3</sup> 財務省、平成 15 年の税務統計からみた法人企業の実態 ([http://www.nta.go.jp/category/toukei/tokei/menu/kaisya/h15/pdf/g\\_01.pdf](http://www.nta.go.jp/category/toukei/tokei/menu/kaisya/h15/pdf/g_01.pdf)) p. 4.

としているかのようだ。

欧米では、“閉鎖 (close)” は 2 つのことを意味する。第 1 に事業体持分の譲渡制限がある、つまり「誰でも出資者になれるわけではない」ことを意味し、第 2 に会計処理が、partnership 会計 (第 2 章で詳しく述べる) という、一般開示を前提としない、独自価値判断基準が許される会計手法によってなされることを意味する。日本では第 1 の意味しかもちえない。なぜなら、明治開国以降、欧米の会計制度がわが国に導入される際、貸借対照表と損益計算書とからなる財務諸表による法人会計は導入されたが、この partnership 会計については全く導入されず今日に至っているからである。民法上の“組合”ですら partnership 会計手法を使っていない。このことが、ひいては“欧米の閉鎖型事業体への回帰”の重要性についてわが国が気づけないでいる原因ではないかとの議論が、筆者の主催する LLC 制度研究会 (www.llc.ip.rcast.u-tokyo.ac.jp, この HP では前掲書『閉鎖型 Corporation と Partnership の欧米における法制リフォーム』の和訳作業を進めている) では起きている。

「太平洋戦争の直前の大変な最中 1938 年、ドイツの GmbH 制度を模して、わざわざ商法特例法とは別に作って作った有限会社法をこのようにぞんざいに扱って、わが国の産業は本当に悪影響を蒙らないのだろうか」「欧米が“閉鎖型 Corporation 制度への回帰”を本格化している中、それとは逆行して、閉鎖型事業体日本代表格の有限会社制度を捨ててしまって本当に大丈夫だろうか」あるいは「この議論は“やはり閉鎖性は重要”と 1986 年 5 月の法務省民事局法務官室の『商法・有限会社法改正試案』の議論ですでに決まったことではないのか<sup>3)</sup>と心配になるのは筆者たちだけだろうか。

本論考ではこのような状況に鑑み、欧米の“閉鎖型 Corporation への回帰”の真の意味を理解するために、第 1 にこの回帰現象の火付け役、米国 Limited Liability Company (有限責任会社)、略して LLC の制度について、第 2 に partnership 会計について、第 3 に欧米における liability (返済責任) の変遷について説明する。

なお、法人会計手法、つまり「資産額と負債額と資本額

表 1 法人種別企業数。

区 分	企業数
株式会社	約 100 万社
有限会社	約 140 万社
合名会社	約 6 千社
合資会社	約 3 万社
その他	約 4 万社
合 計	約 250 万社

財務省平成 15 年度版「税務調査から見た法人企業の実態」より。

を記載した貸借対照表」と「収入額と費用額と利益額を記載した損益計算書」とからなる財務諸表によって事業体の財務内容を記載する会計方法について、ある程度の知識を読者がもっていることを本論考は前提とする。例えば“融資”と“出資”の違いは何か、といった質問に答えられる程度の知識をもつことを前提とする<sup>4)</sup>。法人会計手法について、筆者には成蹊大学の穴戸善一教授の『日経文庫 会社法入門』が大変参考になった。もし、“融資”と“出資”の違いは何か、の質問に窮したのなら、一読をお勧めしたい。

## 1. 米国 LLC 制度とは

1975 年、米国の石油探査会社 Hamilton Brothers Oil Company がアラスカ州に米国初の LLC の法制化を求めた<sup>5)</sup>。1975 年 4 月と 1976 年 4 月の 2 度アラスカ州で、LLC 法制化提案とは無関係な些末な政治的理由で立法化に失敗したが、ワイオミング州 1977 年 3 月 4 日、ついに LLC 法制化が成就し、これが火付け役となって“The Evolution of Legal Business Forms in Europe and the United States (Venture Capital, Joint Venture and Partnership Structure)”<sup>4)</sup>すなわち『欧米における事業形態の法制大進化』が始まった。

石油探査会社が事の発端であることからわかるが、LLC はハイリスク事業に挑むための事業体である。さらにいえば、複数社複数者が共同して挑まない限り乗り越えられないほどのハイリスク事業に挑むための事業体である。これらに対応して、LLC 制度は 2 つの特徴をもつ。「閉鎖型有限責任」と「パススルー課税」<sup>6)</sup>である。前者は「事業失敗時の債務不履行を一部容赦してもらう“有限責任”の

<sup>4)</sup> 融資とは負債の部へ資金を入れることであり、融資を行った者を債権者、融資を受けた者を債務者という。資金の所有権は移動しないで債権者に残る。融資資金を期日までに返済しないことを債務不履行 (default) という。出資とは資本の部に資金を入れることであり、出資資金および出資物件を資本という。出資された資本の所有権は事業体に移る。なお、産業とは“資本”を“万人がその価値を認める資産”に変えていく行為である。

<sup>5)</sup> Global Business Solutions, LLC, Strategies, a quarterly publication, 2000, Spring, <http://www.gbs-usa.net/newsletter.pdf>, pp. 3, Origin of the LLC.

<sup>6)</sup> パススルー課税とは、LLC での税務会計上の損金と益金を出資元に付け替え、同一資本が生み出す所得が出資元と出資先 (= LLC) とで二重課税されてしまうことを防ぐ課税方法であり、組合課税、構成員課税ともよばれる。つまり、LLC は課税されない。出資元での合算損益に課税される。

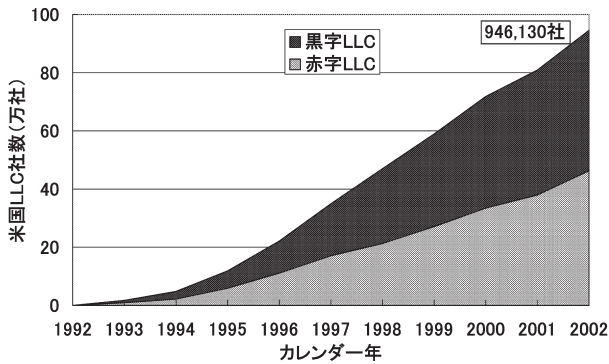


図1 LLCビッグバン。米国絶好調の10年でゼロから100万社に増えた。日本には“株式会社”が約100万社。その規模の会社数が突然に米国に出現。

権利拡充」であり、第3章で説明する。後者は「ハイリスク事業では長期間期待薄な“利益”の代わりに“税務会計上の損金”つまり“節税”をLLCの出資者にプレゼントすることができる制度」であり、これについては月刊誌O plus Eの2005年3月号に、『科学技術産業振興策としてのLimited Liability Company制度(その2)―501(c)(3) LLCの紹介―』<sup>5)</sup>として詳しく述べたのでそちらを参照されたい。

LLC制度は、「ハイリスク事業ばかりが摘み残された今の時代」の要請にマッチし、米国絶好調の10年といわれる期間にほぼゼロから約100万社もLLCは生まれ、現在も爆発的に増加している(図1<sup>\*)</sup>)。図1から、半数のLLCが赤字であることがわかる。米国には、パススルー課税は許されるが有限責任は伴わない事業体制度が4種類あるが、それらでは赤字企業の割合は3分の1である。この比較から、「有限責任」と「パススルー課税」の組み合わせによって始めて、ハイリスク事業に挑める事業体ができたと判断することができるだろう。

## 2. Partnership 会計<sup>6)</sup>とは

この章では、筆者がWebサーフィンして見つけた“Essential LLC Accounting Concepts”<sup>\*)</sup>の訳(訳責: 齋藤旬)を載せる。『光学』読者には理解が困難かもしれないが、なにやら法人会計とは全く違う会計手法がなされているという雰囲気と、service(役務)等の無形財産が出資アイテムに入っていること、それからここには書けなかったが、実はその無形財産価値を監査法人や“裁判所の選任する検査

役(弁護士公認会計士等)”でなく、出資者たちが自分たちの物差しで決められること、これらの事柄をつかんでいただきたい。

### 2.1 LLC 会計概念のエッセンス

LLCは、課税対象としてpartnershipとして扱われるかcorporationとして扱われるかを選ぶことが許されている。LLCの大半は、パススルー課税される利点を利用するために、partnershipとして扱われることを選ぶ。partnershipとして扱われることを選んだLLCにはpartnership会計基準が適用される。partnership会計基準はcorporation会計基準と、名実ともに大きく異なっている。キーとなる項目を以下に挙げる。

### 2.2 Allocation vs. distribution

Partnership事業体で使用される慣習的な専門用語の中に、次の2つの基本的な用語がある。“allocation”は、税務と会計の目的で使われるnet profits/lossesと資本のgains/lossesの分割を意味する<sup>\*)</sup>。一方、“distribution”は、現金(または他の資産)をmember(出資者のこと)に払い渡すことを意味する。したがって、allocationはLLCの帳簿上にのみ起こる事柄であるが、distributionはmemberへの実際の資産移動、現金移動も伴う。LLCをどのような構造にしたかにもよるが、distributionは、profitとlossのallocationよりも頻繁に起こる(例えば、profitは毎年allocateされるが、memberの生活費用をカバーするためにdistributionは1か月おきになされる、等)。

### 2.3 Capital accounts (資本勘定)

LLCでは、各memberに資本勘定がアサインされる。この勘定は、次の3つの価額の記録である。すなわち、LLC向けになされたすべての出資、memberへallocateされたprofitsとlosses、およびmemberへのdistribution、の3つである。簡単な計算式で述べるなら、あるmemberの資本勘定=

$$\begin{aligned}
 & (\text{その member が出資したお金と財産}) \\
 & + (\text{その member へ allocate された profit の分前}) \\
 & - (\text{その member へ allocate された loss の分前}) \\
 & - (\text{その member へ distribute されたお金と財産})
 \end{aligned}$$

となる。

例えば、あるLLCが2人のmemberによって設立されると仮定する。member Aは\$50,000を出資し、member

<sup>\*)</sup> Internal Revenue Service (IRS); Partnership Returns, 2002, <http://www.irs.gov/pub/irs-soi/02partnr.pdf>, pp. 51-57.

<sup>\*)</sup> Niesar & Diamond LLP: “Essential LLC Accounting Concepts,” [http://www.ndlaw.com/resources/resources\\_llc\\_acct.html](http://www.ndlaw.com/resources/resources_llc_acct.html)

<sup>\*)</sup> 日本と米国は非確定決算主義であるので、通常の企業は年度末・年末に2種類の会計計算をする。収入と費用を計算し利益(=収入-費用)を計算する商法(ないし米国会社法)に基づいた財務会計と、その収入と費用から税法に照らして算入科目と不算入科目を選り分け、益金と損金を計算し課税所得(=益金-損金)を計算する税法に基づいた税務会計との、2種類である。収入≠益金、費用≠損金である。ところが、米国LLCは確定決算主義をとることがわかる。つまりこの章では、収入=益金、費用=損金であり、利益>0のときprofitが定義され、profit=利益=課税所得であり、利益<0のときlossが定義され、loss=費用-収入=損金-益金である。

Bは\$25,000を出資する。このLLCの設立時、member AおよびBの資本勘定はそれぞれ、\$50,000そして\$25,000となる。

## 2.4 Profitとlossのallocation

一般に、profitとlossは各memberのLLC持分（齋藤註：資本勘定初期値といってもよいだろう）に案分比例して、各memberにallocateされる。上記の例では、50,000:25,000、つまり2:1である。

このLLCが運営1年目に\$100,000をlossすると仮定しよう。このlossのうち\$66,666.66はmember Aにallocateされ、\$33,333.33はmember Bにallocateされる。資本勘定はそれぞれ、-\$16,666.67そして-\$8,333.33となる。

次に、運営2年目に\$50,000のprofitが得られたとすれば、そのprofitは同様にallocateされる。\$33,333.33がmember Aにallocateされ、\$16,666.67がmember Bにallocateされる。資本勘定はそれぞれ\$16,666.66と\$8,333.33になる。

例えば不動産保有事業を営み、営業開始当初かなりのlossを抱えてしまったLLCの中には、lossを実財産の資本勘定をもつmember（つまり、その事業の初期投資をしたmember）にallocateしたいと考え、“役務”（service）の形で出資したservice memberにはallocateしたくないと考えるLLCもかなりの数あるだろう。なぜなら、passive（=non-managing）memberは他所で得たprofitを、LLCのcapital transaction<sup>\*10</sup>で得たlossで相殺することが許されるのだから。このようなケースでは、LLC事業が軌道に乗ってprofitが計上されはじめても、当面そのservice memberにprofitがallocateされることはなく、初期のlossをallocateされたmemberに、そのmemberの資本勘定がゼロになるまで、優先的にprofitがallocateされる。

## 3. 欧米におけるliabilityの変遷

事業体にはさまざまな負債が生じる。例えば融資を受ける、つまり借金をすれば直接的に負債が生じるし、計画外の負債についても、過失、つまり例えば社有トラックが大きな交通事故を起こし、保険では賅えないほどの損害を被害者に与えた場合も負債が生じるし、製造物責任により予想外の負債が生じるかもしれない。あるいは、大手ゼネコ

ンに“建造に3年かかる工場”の建設を頼んだところ、事業成長予測がはずれ、計画変更で建造中止となり、違約金を払わなければならなくなったというときも、不意の負債が生じる。

このような計画外の負債は債務不履行を招き、事業体を倒産させる。倒産後、事業起業者つまり出資者は債権者に負債を返済する責任、返済責任（liability）を負うことになる。

予想外に、しかも多額の計画外負債が生じる事業をハイリスク事業と定義し、その逆に負債発生予見性もあり、かつその計画外負債額も小さい事業をローリスク事業と定義すれば、人は必ず後者のローリスク事業テーマから起業していくと考えてよいだろう。そして、時代が進むにつれ、ローリスク事業はやり尽くされ、ハイリスク事業ばかりが摘み残されていくだろう。つまり、liabilityに何も制限を加えなければ、時代が進むにつれ、それはどんどん大きくなっていくはずだ。このように漸次大きくなっていくliabilityを、時代が進むにつれ欧米がどのように制限を加えどのように対処していったのかを表2を使って説明する。

近代以前、産業はまだ十分にローリスクで、“計画外なおかつ多額”の負債は滅多に生じることはなかった。そのためliabilityには何も手を加えず、①の無限責任制度がまず生じた。負債全額を返済する責任が出資者に課された。会計は先述したpartnership会計によって行われた。その後、大航海時代に入った1602年、欧州で帆船を仕立てアフリカ南端の荒海、喜望峰沖を經由してインドに胡椒を買い付けに行くリスクな事業が生まれるとともに、②の初期有限責任制度が誕生した。liabilityを負債全額でなく出資を基準にした額に限定した。会計はやはりpartnership会計によって行われた。

19世紀の半ばには、米英によって③の有限責任制度が作られた。法定資本（legal capital）という一種の基金が定められ、その1倍額までの返済責任、single liabilityが明確化され<sup>7)</sup>、最小限の債権者保護が定められた。また、同じく債権者保護の観点から、財務内容disclosure義務も定められた<sup>8)</sup>。一方、1892年ドイツでは、特定の価値観をもった集団つまりゲゼルシャフトの考え方をもとにして、独自性・新奇性を重んじる④の閉鎖型有限責任事業体；GmbHの制度が考え出された。ここでは、組合会計の「独自の物差しによる価値評価」が重用され、持分の譲渡制限の有効

<sup>\*10</sup> Non-capital transactionとは、LLCの通常のビジネス過程で、LLCが現金または対価を受け取って終わる通常のtransactionのことである（例えば、LLCが製造した財を売って収入を得たケース）。他方、capital transactionとは、LLCが現金または対価を受け取る通常のビジネス過程（“memberからの出資”は除く）にはない非通常のtransactionのことである。製造業者がその工場を売却することは、capital transactionのひとつの例である。

表2 欧米における liability の変遷。

制度	属性				
	発足年	返済責任 (liability)	会計	持分譲渡	企業統治
① 無限責任	?	負債全額	組合会計 (partnership accounting)		
② 初期有限責任	1602年 蘭, 東インド会社	出資を担保に決定	組合会計 (partnership accounting)		
③ 有限責任	19世紀半ば (英, 米)	single liability 資本の1倍額までの返済責任 (最小限の債権者保護)	disclosure義務 これを機に法人会計手法開発		
④ 閉鎖型有限責任	1892年 (独 GmbH)	出資を担保に決定	組合会計 (partnership accounting)	不可	自治
⑤ 株式会社 「solvency margin > 0」すなわち「資産 - 負債 > 0」の義務	? 日本を含む先進諸国	持分の譲渡が可能となり、「所有と経営の分離」が起こり、2種類の liability が生まれた。出資者 liability = 持ち株の価値であり、有限化されているが、事業体 liability = 負債全額 (最大限の債権者保護) が可能となった	万人に共通な価値物差し 法人会計 (corporate accounting) 資産 - 負債 > 0 義務あり 債権回収するに十分な差し押さえ可能資産を会社が所有している保証がある	可 株式公開が可能	監査監督
⑥ 米国 LLC 閉鎖型有限責任の発展型	1996年 (米)	default 発生から過去2年間分の distribution 総額 (ULLCA 96 第407条) (最小限の債権者保護)	組合員の価値物差し 組合会計 (partnership accounting) 資産 - 負債 > 0 義務なし 債権回収者が差し押さえられる資産を LLC が所有している保証がない	不可	自治

性が積極的に認識された。

③からは、⑤の大手公開株式会社制度が派生した。③で要求された財務内容 disclosure 義務は、いつしか法人会型手法と、監査 (audit) という「万人が認める価値観物差し」を生み出した。これにより「資産額 - 負債額 > 0」<sup>\*11</sup>の義務化が可能になり、「債権回収するに十分な「差し押さえ可能資産」を会社が所有している保証」が可能になった。持分の譲渡制限が完全になくなり、株式が発行され、「所有と経営の分離」が起こり、2種類の liability が生まれた。1つは以前からの出資者 liability である。会社倒産時には出資者がもっている株式の価値が失われるが、それ以上の返済責任が及ぶことはない。出資者 liability は依然として“有限化”されている。新しく生まれたのは、事業体 liability とでもいべきものである。十分な総額の“万人が価値を認める”資産を担保にできるので、倒産時もほぼ負債全額を返済することが可能となった。ここに、両立は不可能と長年思われていた、“最大限の債権者保護”と“出資者の有限責任”の両立という“夢”が実現した。

しかし、それにも限界はあった。時代は進み、21世紀の超ハイリスク事業の時代になったとき、目に見える成果資産を常に出し続け監査してもらうことが不可能となった。いわゆる“死の谷越え”の時代である。

a) 巨額の費用, b) 長期間“利益なし”が続く, c) 高失敗率, d) ただしゴールにたどり着けば派生総利益は大きい, e) 一般からの資金調達には難しいので当該冒険行為を理解する資金提供者や、該資金提供者への橋渡し役をするプロデューサー等とのコラボレーションが必要, f) 独自性・新奇性が肝要であるが、独善狂信に陥らないようにさまざまな知見を提供してくれる多方面のリソースが必要。これら6点が超ハイリスク事業の特徴といえる。

この時代背景のもと、④の発展型として⑥の米国 LLC 制度が生まれた。キーは“閉鎖型事業体への回帰”，つまり持分の譲渡制限の復活, partnership 会計の復活である。犠牲になったのは債権者保護である。つまり資産勘定のない partnership 会計を用いているので、「LLC が債権回収の差し押さえ可能資産を所有している保証」ができなくなっ

\*11 いわゆる going concern 規定 (永続する企業規定)。

\*12 「義務としての会社価値調査努力」。欧米では出資予定者のみならず融資予定者にもこの義務が (社会常識として) 課される。

たし、出資者に超ハイリスク事業が生み出すかもしれない超多額の負債全額の返済責任を課すこともできない。結局、債権回収の際、“万人にとって価値ある資産”がもし LLC にあればそれを差し押さえる権利を債権者にもつし、出資者に「default 発生から過去 2 年間分の distribution 総額を債権者に引き渡せ<sup>9)</sup>と強制執行もできるが、返済責任はここまでである。要は「超ハイリスク事業に due diligence<sup>\*12</sup>もよくせずに金を貸す者がいたとしたら、そのほうの責任が糺されている」ということである。

米国大手名門監査法人アンダーセンは、エンロン・ワールドコム破綻の後、自身も倒産した。その後の日米の対応は対照的だ。米国が純資産主義の限界を感じた<sup>10,11)</sup>のに対し、日本は「監査基準、会計基準の強化」に入り、むしろ純資産主義の色彩を強めようとしているかにみえる。さらにいえば、第 3 章で述べたように、米国は資本主義への回帰ともいえる LLC 制度を密かに、しかし大規模に展開しているのに対し、日本はその動きに気づかずに、純資産主義の申し子である大手公開株式会社制度だけで、21 世紀の超ハイリスク産業時代を乗り越えようとしているかのようだ。

筆者は 23 年間会社勤務の、いわゆる“会社員エンジニア”である。「日本の科学技術力の凋落」の原因を求めて首をつっこんだが、産業組織論、産業構造論には門外漢である。日本にきちんとした議論が起きることを望む。そして一日も早く日本に、「ものづくり屋が伸び伸びと活動できる環

境」が戻ることを願う。

## 文 献

- 1) 内閣府、規制改革の推進に関する第 3 次答申—活力ある日本の創造に向けて—、平成 15 年 12 月 22 日総合規制改革会議、第 2 章の 3. 法務。
- 2) J. McCahery, T. Raaijmakers and E. Vermeulen: 2001 年 5 月の国際学会『閉鎖型 Corporation と Partnership の欧米における法制リフォーム』の論文集 *The Governance of Close Corporations and Partnerships* (Oxford Univ. Press, 2004).
- 3) 江頭憲治郎：“特集 会社法制の現代化に向けた課題と展望「現代化」の基本方針”，*Jurist*, 5.1.15 合併号, No. 1267 (2004) 1-8.
- 4) E. P. M. Vermeulen: *The Evolution of Legal Business Forms in Europe and the United States (Venture Capital, Joint Venture and Partnership Structure)* (Kluwer Law International, Netherland, 2003).
- 5) 齋藤 旬：“科学技術産業振興策としての Limited Liability Company 制度 (その 2)—501(c)(3) LLC の紹介—”，*O plus E*, 3 月号 (2005) 309-316.
- 6) L. E. Stokes: *Accounting for Partnership* (South-Western, Thomson-Learning, 2003).
- 7) D. A. Moss: 民の試みが失敗に帰したとき (野村総合研究所, 2003), p. 96.
- 8) 奥村 宏：株式会社はどこへ行く (岩波書店, 2000) p. 130.
- 9) 大杉謙一監訳：米国統一 LLC 法 (ULLCA96) 第 407 条 (半導体産業研究所 (SIRIJ), 2003).
- 10) スーザン E. スクワイヤ, ロルナ マクドゥーガル, シンシア J. スミス, ウィリアム R. イーク：名門アーサーアンダーセン消滅の軌跡—公正な監査とリスク管理のプロ集団に何が起こったか 元社員らが書いた内幕ストーリー (シュプリンガーフェアラーク東京, 2003).
- 11) マイク プルースター：会計破綻—会計プロフェッションの背信 (税務経理協会, 2004).

(2005 年 3 月 17 日受理)